

長崎市規則第 6 号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日

長崎市長 田上 富久

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（平成 30 年長崎市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(認定要件)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ウに規定するその他市長が適当と認める区域は、長崎市社会福祉協議会支部の区域を基礎とする区域とする。

2 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する市長が別に定める要件は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 次に掲げる割合のいずれかが 100 分の 80 以上であること。

ア 地区内の自治会の総数に対する認定（条例第 7 条第 1 項の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けようとする団体を構成する自治会の総数の割合

イ 地区内の自治会に加入している世帯の総数に対する認定を受けよ

うとする団体を構成する自治会に加入している世帯の総数の割合

- (2) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、長崎市社会福祉協議会支部、PTA、民生委員児童委員協議会、学校等の相当数の団体を構成されていること。

3 条例第7条第1項第3号に規定する市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の名称、所在地及び活動区域
- (2) 活動内容に関する事項
- (3) 構成に関する事項
- (4) 役員に関する事項
- (5) 会議に関する事項
- (6) 会計に関する事項

(認定の申請)

第4条 条例第7条第2項の規定による申請は、地域コミュニティ連絡協議会認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 規約又は会則
- (2) 体制図
- (3) 役員名簿
- (4) まちづくり計画
- (5) 設立に関する議事録

(認定の通知)

第5条 条例第7条第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

(1) 認定する旨の決定をしたとき 地域コミュニティ連絡協議会認定通知書（第2号様式）

(2) 認定しない旨の決定をしたとき 地域コミュニティ連絡協議会不認定通知書（第3号様式）

（変更の届出）

第6条 条例第7条第4項の規定による届出は、地域コミュニティ連絡協議会変更届出書（第4号様式）に、変更する内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

（非該当又は解散の届出）

第7条 条例第7条第5項の規定による届出は、地域コミュニティ連絡協議会／認定要件非該当／解散／届出書（第5号様式）により行うものとする。

（認定取消しの通知）

第8条 市長は、条例第7条第6項の規定により認定を取り消したときは、地域コミュニティ連絡協議会認定取消通知書（第6号様式）により地域コミュニティ連絡協議会の代表者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

地域コミュニティ連絡協議会認定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名



長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第2項の規定により、
地域コミュニティ連絡協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称		
設 立 年 月 日		
所 在 地		
活 動 区 域	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第1項第1号で該当するもの	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
自 治 会	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則第3条第2項第1号で該当するもの	
	<input type="checkbox"/> ア	構成自治会総数（ ）／地区内自治会総数（ ）
	<input type="checkbox"/> イ	構成自治会加入世帯総数（ ）／地区内自治会加入世帯総数（ ）
構 成 団 体		
添 付 書 類		

第2号様式（第5条関係）

地域コミュニティ連絡協議会認定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ連絡協議会の認定については、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

認 定 番 号		
団 体 の 名 称		
設 立 年 月 日		
所 在 地		
活 動 区 域	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第1項第1号で該当するもの	
自 治 会	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則第3条第2項第1号で該当するもの	
構 成 団 体		

第3号様式（第5条関係）

地域コミュニティ連絡協議会不認定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ連絡協議会の認定については、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第3項の規定により、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

認定しない理由	
---------	--

第4号様式（第6条関係）

地域コミュニティ連絡協議会変更届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

団 体 名

代 表 者 名



認 定 番 号 第 号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第4項の規定により、
地域コミュニティ連絡協議会の認定に係る内容に変更が生じたので、次のとおり
届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	
添 付 書 類	

第5号様式（第7条関係）

地域コミュニティ連絡協議会 認定要件非該当 届出書
解 散

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

団 体 名

代 表 者 名



認 定 番 号 第 号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第5項の規定により、
次のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 認定の要件を満たさなくなった <input type="checkbox"/> 解散する
理 由	
非該当となった年月日 又は解散予定年月日	

第6号様式（第8条関係）

地域コミュニティ連絡協議会認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第6項の規定により、地域コミュニティ連絡協議会の認定を取り消したので、次のとおり通知します

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
団 体 の 名 称	
認定を取り消す理由	